

1 4. 表彰制度の実施

- ①産業廃棄物の適正処理を通して国民の生活環境の保全と公衆衛生の向上に寄与し、当組織の事業活動を通して業界の発展に貢献された協会長名による表彰を行う。
- ②関係機関の表彰推薦実施
 1. 公益社団法人全国産業廃棄物連合会 会長表彰
 2. 叙 勲
 3. 循環型社会形成推進功労者等 環境大臣表彰
 4. 群馬県功労者表彰
 5. 群馬県総合表彰
 6. 群馬県環境賞顕彰
 7. 群馬県協会長表彰

1 5. (主催) ぐんま環境フェスティバル実行委員会

〔県共催〕産・官・学連携 平成28年度

ぐんま環境フェスティバル(地球温暖化防止) 県民の集い開催

〔概要〕

ぐんま環境フェスティバル実行委員会（60団体組織）は環境と資源の保全を希求する循環型社会の形成に向けて、県行政・産業界・学界・関係団体・関係機関・県民による幼児から学生、大人までが楽しく学ぶ環境イベントとして毎年継承している事業である。

当群馬県協会は開催事務局の重責を担い、事業主体として開催運営・開催設営に努めるなど重点事業であり、本部組織と各支部組織との連携強化と関係機関との連携を図り、環境イベントの成功裡を期することとする。

記

開催日予定 平成28年10月1日（土）AM9：30～PM4：00

開催場所 ヤマダ電機（LABI1高崎）イベント会場

※1. 開会セレモニー Am 9:30

2. 開会式 Am10:00

[県行政・県議会・各行政・学界・産業界・県民・関係者他]

1 6. (県共催) 群馬県廃棄物不適正処理防止推進本部 [適正処理推進事業] 不適正処理防止啓発県民の集い

[概要]

本イベントはぐんま環境フェスティバル開催と併せて、「郷土の美しい環境」・「快適な生活環境」づくりを目指し、廃棄物処理推進に向けて不適正処理及び不法投棄防止・撲滅を期して、県行政と連携により、毎年、普及啓発イベント・不適正処理防止県民の集いを開催するものである。当群馬県協会が開催事務の重責を担い、県行政機関・県警察本部・県産業環境保全連絡協議会・(一社) 県建設業協会・(公社) 県環境資源保全協会の共催関係機関にて、開会式を執行し、会場内では適正処理推進を掲げ、不適正処理及び不法投棄防止・撲滅に関する普及啓発リーフレット・ティッシュ等の配布活動・G-ファイブによる寸劇・上武大学による吹奏楽演奏を予定している。高崎駅構内の街頭啓発活動は開催関係者により「適正処理の推進」・「不法投棄防止・撲滅」・「みんなで守ろう環境社会」・「地球温暖化防止」のぼり旗を掲げ通行歩行者に普及啓発リーフレット・ティッシュの配布活動を積極的に展開することとする。

1 7. (県共催) [適正処理推進事業] 不適正処理防止立看板製作設置並びに支部組織 による巡視活動の積極実施

当協会は、近時社会における廃棄物無許可業者による悪質巧妙の不適正・不法投棄事案が発生している状況を踏まえ、行政機関の指導を仰ぎ本部事務局・各支部組織をはじめ産業廃棄物適正処理推進員と連携し不適正処理(不法投棄)防止監視区域立看板設置箇所屋外公告の更新許可のシールの張替え業務を実施し、適正処理推進啓発活動の積極的展開を図ることとして、各支部区域の立看板[不法投棄防止監視区域]各30ヶ所設置箇所の点検、周辺整備の巡視を基本として、各設置間の巡視パトロールの実施他適正処理推進啓発活動関連事業として不法投棄防止巡視活動による不適正処理事案に係る防止対策を目的に建設現場、建設資材置き場における不適正処理の現状について調査し実績報告書を提出することとする。

18. (県共催) 環境美化(春・秋)活動の積極参画

県下、各地域で開催される環境保全社会形成推進を目指しての普及啓発活動へは、各支部によるボランティア参加活動による県との連携事業として、春秋月間において県下地域の環境美化活動などに参画して積極的な展開を図る事とする。

記

実施日(予定) 平成28年5月15日(日) 予定

主要実施場所 榛名湖周辺他

(※協会統一活動として、環境月間にて各支部管内の不適正処理(不法投棄)

防止立看板 設置箇所の公告許可シールの張替業務及び不適正処理

巡視パトロールを5月中に実施予定)

19. (県共催) 産業廃棄物運搬車両一斉調査実施の積極参画

行政機関のご指示のもと、各支部の管内関連の役員と本部事務と連携し積極的参画を図る。

記

実施日 (予定) 平成28年10月中旬

実施場所 高崎新町交番(※平成27年度実施)

20. 県行政・市長村行政との連携事業促進

- (1) 適正処理・推進普及啓発活動
- (2) 不適正処理防止普及啓発パトロールの積極的実施・参画
- (3) 不適正処理防止立看板の制作設置
- (4) 不適正処理防止啓発街頭キャンペーンの実施
- (5) 廃棄物収集運搬車両の一斉検問調査に参画
- (6) 環境美化統一キャンペーンに参画
- (7) 国よりの「環境の日」及び「環境月間」における啓発活動に参画
- (8) ぐんま環境フェスティバル開催事業に積極的参画
- (9) 地球温暖化防止啓発活動 県民の集い開催事業に積極的参画
- (10) 適正処理推進事業 不適正処理防止県民の集い開催事業に積極的参画
- (11) 市町村行政機関関連イベント出展参加による普及啓発活動に参画
- (12) 環境保全保証基金事業に積極的参画

2 1. 環境保全保証基金事業

- (1) 生活環境保全上に係る普及啓発業務
- (2) 生活環境保全上に係る不法投棄廃棄物の撤去処理事業
- (3) 不適正処理廃棄物のサンプル調査業務
- (4) 行政機関との連携促進事業
- (5) 報道機関との普及啓発促進事業
- (6) 関係機関、関係団体との連携促進事業
- (7) その他

2 2. モデル事業化に向けての連携強化促進

- (1) 県行政、県議会、関係機関と連携促進
- (2) 関係団体他との連携促進
- (3) 処理施設等に係る調査研究並び設置促進
- (4) 処理業組織の運営、充実、健全化の構築に係る処理業許可申請に関する委託業務の受注促進
- (5) 環境教育会館他の建設促進
- (6) 天災時に於ける大量災害廃棄物の緊急一時保管場所（施設）設置促進
- (7) 事業推進に関する普及啓発活動促進
- (8) その他

2 3. 当組織委員会・部会との連携強化事業の促進

- (1) 組織体制の確立
- (2) 組織の拡大、拡充
- (3) 適正処理の推進に係る啓発活動
- (4) 不適正処理防止啓発活動の積極的实施及び参画
- (5) 不適正廃棄物の調査並び撤去事業
- (6) 「許すな不法廃棄物＝監視区域」の啓発立看板の制作、設置
- (7) 建設系がれき類一時積替保管場所 標示看板製作・頒布事業
- (8) 環境啓発に係る広報活動
- (9) 研修会、講習会、講演会の開催
- (10) イベント等の会場設営管理
- (11) その他

2 4. 群馬県災害時における

「災害緊急組織体制の設置」等に関する行政機関との連携促進

- (1) 県行政機関との「災害時における廃棄物処理に関する協定締結」に関する維持管理体制の確立
- (2) 行政機関との連携による研修会の開催
- (3) 緊急災害対策本部の設置
- (4) 緊急組織体制連絡網の設置
- (5) 各支部組織による緊急出動体制の確立
- (6) 災害時に発生する多量廃棄物処理に係る一時保管場所の選定調査並びに設置促進に関する啓発活動
- (7) 関係機関との連携による情報収集管理システムの確立
- (8) (公社) 全国産業廃棄物連合会並びに関東地域協議会との連携による緊急対応の確立
- (9) 緊急情報収集ネット化の確立
- (10) 関係機関による研修、研究会の定例会議の設置
- (11) 災害発生によるがれき類処理の促進
- (12) その他

2 5. 環境教育学習会館（施設）建設推進（※重要事業 詳細 別添）

本協会は国民の健全な生活環境の保全を図るため、環境教育社会の構築に向けて、幼児期から小中高校生に至る環境統一教育並びに大人・学識経験者など一同が会して環境に関する基本教育を目指す。学習、研修、総合相談、管理など多目的を有する常設会場の建設と併せて自然環境・交通アクセス・利便性を生かす広域性のある環境関連機器の展示、農産生鮮安全食物の展示、環境啓発イベント会場建設の推進を図る。

26. (県連携事業) 産業廃棄物の適正処理に向けた調査研究事業

産業廃棄物の処理実態、処理ルート等を踏まえ、適正かつ合理的な処理が困難となっている産業廃棄物の実態を把握し、問題点を整理した上で適正処理を実現するため、公益社団法人群馬県環境資源保全協会として、早急に実現することが可能な具体的方策を策定する。

調査研究事業にあたり、国・県行政のご指導をいただき、公益社団法人全国産業廃棄物連合会・関係機関・関係団体・関係企業のご協力、ご支援により、調査研究の実のある成果に向けて調査班・研究班を設け、事業展開を図る。

27. 大規模天災時に於ける義援支援活動の促進

東日本大震災は平成23年3月11日午後2時46分発生。予想せぬ津波等により多くの人命を失い、建造物・病院・公共施設・工場・産業施設等は瞬時に崩壊し、ガレキと化した。特に福島原発の崩壊は、正に悲惨な事態となっている。

平成28年4月14日午後9時26分に発生した熊本大地震は、前震に続き4月16日午前1時25分に本震が発生、直下型地震が立て続けに発生し余震も続発、大きな災害となっている。

私どもは義援支援等、災害復興に全力をあげた取組みを図るため、国、県をはじめ、関係行政機関・関係機関・関係団体との連携により災害復興に関連する事業を積極的に展開することとする。

〔事業概要〕

1. 当組織に緊急災害対策本部を設置
 - ①当組織に組織体制の確立
 - ②緊急連絡網の確立
 - ③情報収集提供の徹底
 - ④支援要請体制の確立
2. 国・県等行政機関の指導、通達による事業活動の徹底
3. 関係機関、関係団体等連携による事業活動
4. 災害復旧関連の要請による活動促進
5. 災害義援活動の促進
6. その他